

●香川県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年9月30日から同年10月21日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺府中線（18号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町川原字北土居52番 7地先から 丸亀市飯山町川原字北土居96番 1地先まで	12.7~16.5	228	平成14年香川県告示第545号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年9月30日